

議 事 録

議 長 只今から、令和6年1月定例農業委員会を開会させていただきます。
まず、はじめに、携帯電話につきまして、会議中電源をお切りになるかマナーモードにさせていただくようお願いいたします。
なお、この会議は農業委員会等に関する法律第32条に「総会は公開する」旨規定されておりますので、傍聴の希望があれば原則入室の許可をするものとしていたします。

事務局 傍聴者はありません。
なお本日の委員会は、農業委員定数14名中14名の委員が出席とのことで、農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定する定足数に達しておりますので、本日の議事は成立していることをご報告申し上げます。
また、推進委員は6名中6名の委員が出席されておりますので、併せてご報告申し上げます。

議 長 本日、ご審議をしていただく案件は4件、ご報告申し上げます案件は6件となっております。
署名委員ですが、前田委員と松浦委員です。
最後まで、よろしくお願い申し上げます。
それでは議案第1号案件を議題とします。まず、事務局から議案の朗読をお願いします。

事務局 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請書について

【案件 朗読】

農地法第3条第2項各号の判断については、お手元の調査書のとおり、許可要件のすべてを満たしていると考えます。
以上でございます。

地区委員 それでは議案第1号案件につきまして、ご説明させていただきます。
令和5年12月23日に●●●氏と●●氏の●●と立会いをしました。

【場所説明①】

以前、この場所には民家があり、隣の地区の人が2人住んでおられたのですが6、7年前に立ち退きされており、民家の跡地は、石だらけです。畑をしているのではないかと確認しましたが、この場所で畑はできないとおっしゃっていました。

【場所説明②】

ネギの栽培とサツマイモを掘った跡が残っておりました。

【場所説明③】

竹藪で、後ろには石川が流れています。

【場所説明④】

雑種地です。土を入れ替えて畑にすることを希望されていますが、周囲が住宅に囲まれ、里道しかありません。そのため、土の入替えをするために自分の庭先を削り、2トンダンプが入るようにするとおっしゃっていました。

【場所説明⑤】

現在は雑種地とおっしゃっていましたが、地図を見ても状況が分かりません。譲渡人の●●氏は、家の近くで野菜や柿など様々なものを栽培されています。しかし、●●●氏が作っている場所には道がないので農業ができないから譲受人に渡すことにしたと、譲渡人の●●氏の●●がおっしゃっていました。以上よろしくご審議お願いします。

議長 ありがとうございます。皆さんからのご質問、ご意見を求めます。

委員 理解が及ばなかったもので、教えていただきたいです。
最初に説明された土地は、もう農業ができないっておっしゃった気がしたのですが。

委員 あの場所には元々民家が建っていました。

委員 農地法第3条の売買は、当該地を耕すという約束がないとできません。当事者が悪いと言っているわけではないのですが、その場所は農地ではないということでお売りにならないと、買われた方はその場所で農業をする義務が発生してしまうので、お気の毒ではないかと思えます。

委員 河原のそばなので、石だらけでした。しかし、日当たりがいいからもったいないので、自分の庭先を削り、2トンダンプで土を入れ替えて畑を持ちたいと譲受人が言いました。

委員 はじめに説明された場所も譲受人が畑にしたいとおっしゃっているというご説明であれば、安心しました。家が建っていた場所はもう駄目だとおっしゃったように思ったので、少し心配になりましたが、そのような状況も含めて全部やり直すとおっしゃったという理解でよろしいですか。

委員 はい。それでかなりお金がかかるとおっしゃっていました。

委員 そのようなお話をされており、●●●氏がよいのであれば、いいと思います。

議長 他にご意見等はございませんか。

委員 ●●●●●●も竹藪ですか。

委員 竹藪のような跡です。際まで竹が生えていたようです。昔のことで川の横なので消えてしまい、よく分かりません。

委員 現況も分かりにくいですね。

委員 歩いて見に行ったのですが、分かりにくいです。

場所はいいところですが、家に囲まれています。昔、その場所には道がなく、里道で軽四であれば通れましたが、とある人がブロック塀を作ったため、入らなくなっただけです。家を潰したときには出入りできたそうですが、今はできないそうです。

委員 【場所確認】

委員 以前はあの場所から入れましたが、途中から道がないそうです。

議長 他にご意見等はございませんか。

委員 後に農地として利用されているかの確認を以前は事務局さんもされていましたが、今はされていないように思います。そうすると、委員さんが事務局から配られたものを見て、そのときに確認をするしか方法がないような気がするのですが、それでいいのでしょうか。別のものに利用されていることがないようにしてはいけませんので、委員さんには負担かかるのですが、そうせざるを得ないということですね。

議長 他にご意見等はございませんか。

委員 以前から農地に家が建っている、小屋が建っているということが市内でも結構あると思います。今回このような事例が出ましたが、今後も出る可能性がありますよね。そのときのこの委員会の取扱、一般の法的な取扱などどのようにしたらいいですか。普段どおりに審査したらいいですか。

委員 以前、農地としては使えないが、それでも買主さんがいいとおっしゃった、同じような案件がありました。そのときは農業をしてもらう約束がないと許可でき

ないと伝え、その土地は農地法第3条の許可申請から外してもらいました。非農地認定を売主さんにしていただき、宅地にしておかねばならなかった。売主さんにきちんとしてもらった後に売買すればいいだけのことです。農地としての申請から外していただいたことは1回だけありました。

受付時に現状農地ではないということを聞かれているのであれば、このような指導をしていただき、3条許可を求める案件からは外してもらおうほうがいいと思います。しかし、今回は復元するとおっしゃっていただいていたのでいいという結論になったと思います。全然元に戻せないような場所であれば、3条許可の対象から外してもらったほうがいい。このように整理していただいたらいいかなと思います。

委員 買った方も、後から巡回でなぜ耕作してないのかと怒られるのであれば、きちんと外してもらったほうがいいと思います。

委員 このようなタイミングがあれば、行政指導をしていくのですね。

委員 そのため、受付時やご相談があった時点で、3条許可の対象地から外してもらわないといけません。

事務局 すみません。この3条許可の案件は、受付をした際、以前は家が建っていたという話を聞きました。農業ができるのかを確認をしましたが、地区委員さんがおっしゃっていたように、家を取り壊した後なので結構土を入れ替えないとできないが、それでもきちんと入れ替えて農業をしますとおっしゃったのと、もともと地目が畑なので受付をしました。

委員 農地として今後もやっていくということですね。

事務局 そのようにお聞きしました。

委員 問題意識は持っていただいているということですね。

議長 他にご意見等はございませんか。

(なしの声あり)

議長 ご意見がないようでしたら、本案件については承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、本案件については、承認することと決しました。次、議案第2号につきまして、案件の朗読及び説明をお願いします。

事務局 議案第2号 農用地利用集積計画の作成について

【案件 朗読】

なお、本件については、農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律により、経過措置として適用される改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の経営面積・従事日数などの許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上でございます。

農林課 議案第2号案件につきまして、ご説明させていただきます。

今回、利用集積計画の作成を申し出た借り手、貸し手及び対象農地については議案書のとおりでございます。

本件につきましては、借り手である●●氏が農業経営継続のために、貸し手である●氏との間で利用権を更新するものであり、今回が初めての更新となります。

まず、借り手である●●氏については、平成28年度に市農業研修講座を修了されました。その後、初めは●●●地区で農地を借りて営農を開始され、その後当該農地を借りて営農規模を拡大されました。

できた農産物については、「あすかてくるで河内長野店」を中心に、精力的に出荷されております。

なお、当該農地では、ブロッコリー、玉葱、イチゴ、花卉など、様々な農産物を栽培されています。

一方、貸し手の●氏は、高齢により農地管理が困難なため、当該農地を引き続き●●氏に任せたいという意向を持っておられます。

当該利用権設定により遊休農地の削減、当地区の農業振興並びに景観の保全についても有効な手段であると判断し、申請を受理し本諮問に至った次第でございます。

以上、本件諮問の趣旨をご理解のうえ、ご審議いただきますようよろしくお願いいたします。

地区委員 それでは、議案第2号案件について、ご説明させていただきます。

立会日は12月26日、立会者は農林課と農業委員会事務局と私です。

【場所説明】

●●氏は以前3年契約で当該農地を借りられており、更新となる今回は2年延ばした5年契約にするとおっしゃっていました。

借り手の●●氏は野菜と花を栽培されており、当該農地以外にも2箇所で

作っておられるそうです。特に野菜栽培については非常に研究されており、作付けの時期を変えて、あすかてくるで出荷されております。先日行きますと、大根が今100円やけど、私は200円で販売したとおっしゃっていました。他の人よりも倍以上売ること、売上げも大幅に上がったそうです。

貸し手の●氏は農業が非常に困難のため、●●氏に当該農地を継続して任せたいという意向でした。

なお、●●氏の田の隣でしている家庭菜園は、●●氏に教えてもらいながらされているそうです。

以上よろしくご審議お願いします。

議 長 　　ただいま、農林課と地区委員から説明がありました。皆さんからのご意見、ご質問を求めます。

（なしの声あり）

議 長 　　ご意見がないようでしたら、本案件については承認としてよろしいでしょうか。

（異議なしの声あり）

議 長 　　ご異議なしと認めます。よって、本案件については、承認することと決しました。次、議案第3号1番案件、2番案件の借り手は●●委員本人なので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定（自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項についてはその議事に参与することができない。）により、本議案審議の間、退席を求めます。

（●●委員退席）

議 長 　　事務局から議案の朗読をお願いします。

事務局 　　議案第3号 都市農地における耕作の事業に関する計画（事業計画）の認定について

【1番・2番案件 朗読】

農林課 　　まず、議案第3号1番案件につきまして、ご説明させていただきます。

当案件につきましては、都市農地、いわゆる生産緑地における貸し借りに係る案件です。借り手である●●氏と貸し手である●●●●●氏との間で2年7ヶ月前に結ばれた貸借契約について、その契約の更新をするために申請されたものであり、今回が初めての更新となります。

制度の概要につきましては、借り手が「借り手と貸し手、対象農地、貸借期間、設定する利用権、どのように使用するか、申請者の営農状況等」を記載した「事業計画書」を市へ提出し、それを農業委員会でお諮りいただき、その決定を経て認定するという流れでございます。

今回、事業計画の認定申請を申し出た借り手、貸し手及び対象農地については議案書のとおりでございます。

まず、借り手の●●氏につきましては、退職を機に本格的に農業に従事されるようになり、現在は国産認定農業者として、市内の各地域において水稻を生産されております。また、水稻の裏作として野菜類を、さらにみかんをはじめとした果樹類も多く栽培されておられます。なお、今回の農地では、水稻の栽培を計画されており、生産した米は大阪南農業協同組合への出荷を予定しております。

一方、貸し手の●●●氏は、ご高齢のため当該農地の日常管理が困難であり、当該農地の維持管理について、●●氏に任せたいとの意向を持っておられます。

なお、●●氏と農地貸借契約は結びますが、●●●氏としましては、農地と周辺の見回りや清掃、地域の話し合いの場への参加など、当該農地における関わりは引き続き行っていくとのことでございます。

当該利用権設定により遊休農地の削減、当地区の農業振興並びに景観の保全についても有効な手段であると判断し、申請を受理し本諮問に至った次第でございます。

続きまして、議案第3号2番案件につきまして、ご説明申し上げます。

当案件につきましては、都市農地、いわゆる生産緑地における貸し借りに係る案件です。●●氏が農業経営規模を拡大するために、貸し手である●●●●●氏との間で新たに利用権を設定するものであります。

なお、●●氏は議案3号1番案件の貸し手である●●氏の●であります。

貸し手の●●●氏は、以前はご自身で当該農地を耕作されていましたが、ご高齢のため、当該農地の日常管理を続けることが難しく、当該農地の維持管理について●●氏に任せたいとの意向を持っておられます。

なお、●●氏と農地貸借契約は結びますが、●●●氏としましては、農地と周辺の見回りや清掃、地域の話し合いの場への参加など、当該農地における関わりは引き続き行っていくとのことでございます。

当該利用権設定により遊休農地の削減、当地区の農業振興並びに景観の保全についても有効な手段であると判断し、申請を受理し本諮問に至った次第でございます。

以上、本件諮問の趣旨をご理解のうえ、ご審議いただきますようよろしくお願い申し上げます。

地区委員 まず、議案第3号1番案件について、ご説明させていただきます。

【場所説明①】

貸し手の●●●氏は、引き続き●●氏に農地の維持管理を任せたい意向です。
借り手の●●氏のご承知のとおり本格的に農業に従事されており、水稻栽培を中心とし、みかん等の果樹類を栽培されております。今回の農地では水稻栽培を計画されており、JA大阪南への出荷を予定されているそうです。

続きまして、議案第3号2番案件について、ご説明させていただきます。

【場所説明②】

貸し手の●●●氏は、1番案件で説明した●●●●●氏の●であり、当該農地を●●氏に任せたい意向です。

借り手の●●氏につきましては、1番案件で説明したとおりです。

以上よろしくご審議お願いします。

議長 ただいま、農林課と地区委員から説明がありました。皆さんからのご意見、ご質問を求めます。

委員 これはいわゆる生産緑地の農地の貸借ですよね。この書面上では一般的な農地の貸借と同じなので、認定するというのはおかしいと思います。一般的な貸借とどこが違うのですか。

委員 一般的な貸借は農地法に基づく許可が必要ですが、平成30年に制定された法律により許可が不要で、簡単に貸すことができるようになりました。
その法律に、決める際は市町村長が入らないといけないと規定されています。
また、貸付面積や期間など様々な制限があり、契約書を作ることも規定されています。
このような条件をおそらく市で確認されており、先程条件を満たしているとおっしゃったのですが、その条件すべてのご説明がなかったかもしれません。
この場合、以前にもあったと思うのですが、条件を書き出したものを説明時に配られたらどうかと思います。

農林課 都市農地でこのようなことをするという申請書ももらっており、委員がおっしゃった条件があるのですが、レジャー体験や貸農園にするとか、自分1人で使うのではなく、作ったものを売るなどの条件が利用集積より細かくついています。
書類は農林課で持っているのですが、お配りしていません。委員がおっしゃるように、これを見ないと分からないと思いますので、本来お配りするべきでした。

委員 何も変わらないですよ。

農林課 議案書だけ見るとそうですね。しかし、根拠法令が違います。

委 員 農林課で書類を見て問題がないかを確認しているのですよね。

農林課 そうです。

委 員 それだけでいいのではないですか。判断する材料がないので、判断できません。

農林課 農林課で審査をきっちりしていますが、最終的に農業委員会の意思決定は必要です。

しかし、本来は書類をお配りして、見ていただいてからご判断いただくのが筋だと思いますので、判断していただくための資料は、次回はお配りするようになります。

委 員 利用集積の案件と同じで、農業委員会の決定があると条文に書いてあります。この場合、農地法の許可なしでも貸せるので、農業委員会の判断は必要ですが、何を審査するのかが分かりにくいのだと思います。

農林課 事業計画書を提出していただいていますので、次回以降、都市農地に関する案件があれば配布します。

委 員 材料がないと分らん。

農林課 はい。おっしゃるとおりです。

議 長 他にご意見等はございませんか。

(なしの声あり)

議 長 ご意見がないようでしたら、本案件については承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって、本案件については、承認することと決しました。

(●●委員着席)

議 長 これで審議案件4件は終了しましたので、報告案件に入りたいと思います。
本日ご報告申し上げます案件は、6件でございます。
では、報告第1号1番案件の朗読及び説明をお願いします。

事務局 報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書について

【1番・2番・3番案件 朗読】

なお、対象地につきましては、市街化区域内の農地であることから、農地法第4条第1項第7号により届出を出されたものであり、本届出については、「農地法関係事務処理にかかる処理基準」第6の3の(2)に基づき、届出書に添付すべき書類が添付されている等、要件を満たすため、受理するものです。
以上です。

議 長 次に、報告第2号案件の朗読及び説明をお願いします。

事務局 報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書について

【1番・2番案件 朗読】

なお、対象地につきましては、市街化区域内の農地であることから、農地法第5条第1項第6号により届出を出されたものであり、本届出については、「農地法関係事務処理にかかる処理基準」第6の3の(2)に基づき、届出書に添付する書類が添付されている等要件を満たすため、受理するものです。
以上です。

議 長 次に、報告第3号案件の朗読及び説明をお願いします。

事務局 報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知書について

【案件 朗読】

議 長 以上、報告案件6件、ご報告をいただきました。皆様のご質問、ご意見を求めます。

委 員 勉強不足で申し訳ございません。議案書の報告第1号2番案件に記載されている「用悪水路」を聞いたことがないので、説明していただけないでしょうか。

事務局 排水等を流すための排水路です。農業用水路とは異なり、生活排水を流すための水路を設けるということで、この届出が提出されました。

委員 それを用悪水路というのですか。

事務局 はい。

議長 他にご意見等はございませんか。

委員 農地法第4条、第5条の規定による届出書の審査は、関連する部署と調整して受理しているのですか。それとも、窓口で書類の審査をして問題なければそれでいいのですか。

事務局 窓口で受付をしたときに問題がないかを確認しています。

委員 現地確認をしないで行かないのですか。

委員 届出の場合、現地確認に行くか、行かないかについては以前皆さんで話し合われ、見直されたのではなかったのですか。

委員 報告事項の場合、問題があれば現地を見に行き、知らせてくださいという連絡が事務局からあります。

また、委員からの報告は不要というのが以前決まったことですよ。

事務局 委員さんに書類を見ていただき、ご指摘があれば確認します。

委員 駐車場に転用する案件などは同じ番地なので、その説明をやはりやるべきですよ。議案書を見ただけで承認してくれというのは違うと思います。

委員 そもそも今回は許可がいる事案でなくて、届出という例外の事案です。報告で足りる、許可はいらぬというものです。

委員 報告案件についても、従前は許可案件と同じように皆さんが見に行かれており、大変なので止めましょうと皆さんで決められたのではなかったかなと思います。なぜ届出しているかという、要件満たしているかを形式的には確認するので、定例農業委員会で報告するときにはすでに受理通知をされています。報告があっても受理しないことで不正案件を防ぐのですが、議案書が届くまでに事務局で受理されています。事務局が間違っただけだと皆さんが思わず、信用する

ということで調査しないようになったと私は思っています。

報告第1号1番案件と2番案件、そして報告第2号第2番案件の所在地は3筆続いているようです。このような案件でも受付時に問題ないと思われた理由を説明して欲しいというのは、●●委員がおっしゃったとおりだと思いますので、今度からもう少し丁寧な説明をしていただきたいと思いますということでもいいでしょうか。すみません。

議 長 他にご意見等はございませんか。

(なしの声あり)

議 長 ご意見がないようでしたら、これをもちまして、本日の審議案件と報告案件を終了させていただきます。

河内長野市農業委員会に関する規程第18条第3項の規定によりここに署名する。

議長	垣内 俊夫	
署名委員	前田 一郎	
署名委員	松浦 孝次	

協 議 会

協議事項

- 1 2月定例農業委員会について
開催日 令和6年2月6日(火)午後1時30分から
場 所 行政委員会室
- 2 大阪農業時報第856号について
- 3 活動記録カードについて
- 4 その他

令和6年1月定例農業委員会出欠状況

【農業委員14名・推進委員6名】

番号	氏名	委員・役職名	出欠状況	備考
1	峯芝 謙次	農業委員・副会長	出席	
2	峯垣外 薫	推進委員	出席	
3	増田 勝紀	農業委員・幹事・企画編集委員	出席	
4	小西 康之	農業委員・幹事・企画編集委員	出席	
5	藪本 源悟	推進委員	出席	
6	新谷 直美	農業委員・幹事・企画編集委員	出席	
7	谷口 耕一	推進委員	出席	
8	西 定彦	農業委員	出席	
9	垣内 俊夫	農業委員・会長	出席	議長
10	北谷 清一	推進委員	出席	
11	田中 一郎	農業委員	出席	
12	前田 一郎	農業委員	出席	議事録署名人
13	泰中 利郎	推進委員・幹事・企画編集委員	出席	
14	宗野 敏雄	農業委員・幹事・企画編集委員	出席	
15	松浦 孝次	農業委員	出席	議事録署名人
16	池西 一郎	推進委員	出席	
17	小澤 勝	農業委員	出席	
18	村田 洋三	農業委員・幹事・企画編集委員	出席	
19	中野 毅	農業委員	出席	
20	比嘉 一美	農業委員	出席	